

遠賀町告示第64号

遠賀町高齢者世帯エアコン設置補助事業実施要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

遠賀町長 古野 修

遠賀町高齢者世帯エアコン設置補助事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、高齢者の熱中症や低体温症等の健康被害を防止するため自らが居住する町内の住宅に、家庭用エアコンディショナー（以下「エアコン」という。）を購入し設置する高齢者世帯に対し、遠賀町高齢者世帯エアコン設置補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、安全かつ安心な生活を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) エアコン 壁、窓又は天井等に固定して設置する室温冷却及び保温機能を有する機器とする。
- (2) 高齢者 令和8年度3月末日時点において65歳以上の者

(対象世帯)

第3条 補助金の対象となる世帯は、次の要件を全て満たす世帯とする。

- (1) 令和8年4月1日現在町内に住所を有し、現に居住する世帯であること。
- (2) 高齢者のひとり暮らし世帯、高齢者のみで構成される世帯であること。
- (3) 世帯員全員が地方税法（昭和25年法律第226号）による当該年度分の住民税が非課税の世帯であること。
- (4) 自宅にエアコンがない世帯（自宅に故障し修理により使用可能となるエアコンがない世帯を含む）又は平成17年3月31日以前に製造されたエアコンを1台のみ所有する世帯であること。
- (5) 対象住宅が賃貸住宅の場合には、当該賃貸住宅の所有者からエアコン設置について同意を得ている者であること。
- (6) 同一の住宅に居住する者全員が、この告示に基づく補助金の交付を過去に受けたことのない世帯であること。
- (7) エアコンの購入に係る経費について、法令に基づく給付その他補助金等の交付を受けていない世帯であること。
- (8) 生活保護世帯の場合、生活福祉資金等の貸付金を利用したエアコン購

入により、収入認定除外をされない世帯であること。

(9) 町に対する支払義務のあるもの全てに滞納がない世帯に属する者であること。

(10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者がいないこと。

(11) 世帯分離等により別世帯と同一の住宅に居住している世帯の場合は、別世帯についても、同項第1号から第10号までの要件を全て満たす世帯であること。

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認めるときは、補助金の対象の世帯とすることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる法令に基づく事業を行う施設に設置する場合は、補助の対象としない。

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）

(2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）

(3) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

（対象経費）

第4条 補助金の対象となる経費は、エアコン本体の購入、設置、取り外し又は処分に要する経費（以下「購入費用等」という。）とする。ただし、新築や増改築、引越し時等に設置する場合を除く。

2 補助の対象となるエアコンの設置数は、1世帯につき1台のみとし、故障により使用できないエアコンは全て撤去しなければならない。

（補助限度額）

第5条 補助金の限度額は、次のとおりとする。

(1) 自宅にエアコンがない世帯（自宅に故障し修理により使用可能となるエアコンがない世帯を含む） 9万円

(2) 平成17年3月31日以前に製造されたエアコンを1台のみを所有している世帯 5万円

（申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする世帯の世帯主（以下「申請者」という。）は、遠賀町高齢者世帯エアコン設置補助申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 設置しようとするエアコンの購入費用等が分かる見積書

(2) エアコンの本体及び室外機の設置予定箇所の写真

- (3) 申請者と家屋の所有者が異なる場合は、エアコン設置承諾書（様式第2号）
- (4) 遠賀町高齢者世帯エアコン設置補助申請調書（様式第3号）
- (5) その他町長が必要と認める書類  
（決定）

第7条 町長は、前条の申請があったときは、対象住宅の現場調査を行い、使用できるエアコンが1台もないこと、又は平成17年3月31日以前に製造されたエアコンを1台のみ所有していることを確認した上で、その申請内容を審査し、支援を適当と認める場合は遠賀町高齢者世帯エアコン設置補助金交付決定通知書（様式第4号）により、不適当と認める場合は遠賀町高齢者世帯エアコン設置補助金交付却下通知書（様式第5号）により申請者に通知する。  
（補助金の請求）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、補助の対象となるエアコンを購入後、エアコンの設置完了日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月10日のいずれか早い期日までに、遠賀町高齢者世帯エアコン設置補助金請求書（様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 設置したエアコンの購入費用等及びその内訳が分かる領収書の写し
- (2) エアコンの本体及び室外機の設置後の写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による請求を受けた場合は、その請求内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定者に対して補助金を支払うものとする。

3 第1項に規定する請求がない場合は、交付決定を辞退したものとみなす。  
（補助金の請求及び受領の委任）

第9条 補助決定者は、補助金の請求及び受領をエアコンの購入等を行った事業者に委任することができる。ただし、委任が可能な町内事業者に限るものとする。

2 前項の規定により委任を受けた事業者は、第8条第1項に規定する書類に加え、代理受領に係る委任状（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第10条 町長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助の決定を受けたとき。
- (2) この告示の規定に違反したとき。

(3) その他町長が不相当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により補助の決定を取り消した場合であって、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還をさせることができる。

3 町長は、前項の規定により、補助の決定を取り消し、補助金の返還をさせる場合は、遠賀町高齢者世帯エアコン設置補助決定取消・補助金返還請求通知書（様式第8号）により、補助決定者に通知する。

（管理及び処分）

第11条 補助決定者は、当該エアコンについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間内に譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供する等の処分をしてはならない。ただし、町長の承認を得た場合は、この限りでない。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

様式（省略）

(内規)

第11条にかかる「町長の承認を得た場合」に該当するケース

補助決定を受けた世帯全員が下記による理由等によりエアコンを取り付けた住居を処分又は退去することになった場合

- (1) 介護度の状況の変化や障がい等による施設入所等
- (2) 死亡